



運動の目的

広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。



運動スローガン

『 京のみち 深まる秋と 思いやり 』



実施期間

令和5年9月21日(木) ~ 9月30日(土)までの10日間 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)



運動重点

- ◇ こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ◇ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- ◇ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- ◇ 歩行者は、
 - 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な 交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、手のひらと顔を 運転者に向けて「合図」をするなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安 全を確認してから横断を始め、横断中も周囲の安全を確認しましょう。
- ◇ 家庭・学校等では、
 - 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における幼児・児童への 交通安全教育や通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等に おける見守り活動等を推進しましょう。
 - 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進しましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

- ◇ 運転者は、
 - 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯を励行しましょう。
 - 夜間の対向車や先行車がいない状況においてハイビームを活用しましょう。
 - 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度 で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等保護 を徹底しましょう。
 - 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持 ちを持った運転をしましょう。
- ◇ 事業者等は、
 - 従業員への夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起をしましょう。
 - 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など飲酒運転根絶への取組を推進しましょう。
 - 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底しましょう。

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ◇ 自転車利用者は、
 - 〇 交通事故時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。(令和5年4月1日 道路交通法の一部を改正する法律が施行され、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化されました。)
 - 〇 「自転車安全利用五則」に基づく「車道が原則、左側を通行」「信号と一時停止を守って、安全確認」「夜間はライトを点灯」などの自転車の交通ルールを遵守しましょう。
 - 京都府では、自転車損害保険等への加入が義務付けられています。交通事故に備え、 必ず加入するとともに、定期的に点検整備を行いましょう。
- ◇ 特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の利用者は、
 - 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールを遵守しましょう。
 - 交通事故時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。